第一条中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第三十三項」に、「附則第六条第五十四項」を「附則第六条第七十三項」に改める。

第二条第三項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改める。

第三条中「附則第六条第七十三項」を「附則第六条第五十四項」に改める。

別表第一号中「附則第６条第73項」を「附則第６条第54項」に改める。

別表第四号中「附則第六条第七十三項」を「附則第六条第五十四項」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の平成二十一年総務省告示第二百九号の規定によりされている証明申請書の提出は、この告示による改正後の平成二十一年総務省告示第二百九号の規定によりされている証明申請書の提出とみなす。

○総務省告示第三百二十号

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号。以下「改正法」という。）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第九十六号）の施行に伴い、平成十九年総務省告示第二百八十七号（地方税法施行規則附則第六条第百三項から第百五項までに規定する総合通信局長の行う証明に関する手続を定めた件）は、平成二十三年六月三十日限り廃止する。ただし、平成十九年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に新たに取得された改正法による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条第三十九項に規定する電気通信設備に対する総合通信局長の行う証明に関する手続については、なお従前の例による。

平成二十三年六月三十日

総務大臣　片山　善博

○総務省告示第四号
国土交通省告示第五号

租税特別措置法施行令第六条の三第五項第一号及び第二十八条の九第五項第一号に規定する過疎地域に類する地区を指定する件（平成十九年総務省農林水産省国土交通省告示第三号）は、廃止する。

平成二十三年六月三十日

総務大臣　片山　善博
農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　大畠　章宏

○総務省農林水産省国土交通省告示第五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第六項及び第二十八条の九第六項の規定に基づき、同令第六条の三第五項第三号及び第二十八条の九第五項第三号に規定する過疎地域に類する地区を次のように指定する。

平成二十三年六月三十日

総務大臣　片山　善博
農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　大畠　章宏

都県名	市町村名	地区名
宮城県	石巻市	田代島
	塩竈市	桂島
		寒風沢島
		野々島
		朴島
	気仙沼市	大島
		牡鹿郡女川町	出島
			江島
山形県	酒田市	飛島
東京都	神津島村	神津島
	八丈町	八丈島
愛知県	西尾市	佐久島
	知多郡南知多町	篠島
三重県	志摩市	渡鹿野島
		間崎島
兵庫県	姫路市	男鹿島
		家島
		西島
	洲本市	淡路島（洲本市中津川組、相川組及び畑田組並びに南あわじ市灘仁頃、灘地野、灘土生、灘円実、灘払川、灘油谷、灘城方、灘山本、灘吉野、灘惣川、灘黒岩、灘白崎及び灘来川に限る。）
	南あわじ市	
	南あわじ市	沼島
岡山県	岡山市	犬島
	倉敷市	松島
		六口島
	玉野市	石島
	笠岡市	高島
		白石島
		北木島
		真鍋島
		小飛島
		大飛島
		六島
広島県	呉市	情島
	三原市	小佐木島
		佐木島
	尾道市	百島
		細島
	福山市	走島
	大竹市	阿多田島